

ASJアカデミー会員約款

この度は、アーキテツ・スタジオ・ジャパン(以下、「ASJ」と略称いたします)建築家ネットワークのASJアカデミー会員にご入会いただき誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。ASJでは日本国内のみならず世界で活躍する建築家に至るまで多数のご登録をいただき、「より良質な社会ストックの構築」をテーマに活動いただいております。また、全国に配置されたスタジオは、建築家の提案を具体的に建設する新しいスタイルのコンストラクションパーティーとして高度な技術体系を確立して皆様をサポートしてまいります。ASJアカデミーではこうした活動を背景に、皆様に建築家をより身近に感じていただき、プランニングコースなど安心してご利用いただけるシステムとサービスを提供してまいります。ASJアカデミーをご利用いただきますことにより、今までにないライフスタイルの発見と理想の家づくりに結実いたしますことを心より祈願申し上げます。

第1条(入会)

ASJアカデミー会員入会申込書に定める必要事項記入をもって入会完了といたします。入会金は無料です。

第2条(ご利用期間)

入会手続き完了時から無期限とします。

第3条(年会費)

年会費は無料です。

第4条(ASJアカデミー会員特典)

ASJアカデミー会員には、以下の特典があります。(期間の制限なし、無料)

- 1.プランニングコースの利用
- 2.ASJ情報誌のお届け
- 3.スクール・勉強会・各種セミナーへの参加
- 4.現場見学会(完成見学会・構造見学会など)への参加
- 5.会員専用サイトの利用
- 6.スタジオライブラリー(専門誌の無料貸し出し)の利用
- 7.全国のスタジオ施設の利用
- 8.土地からお探しのお客様への充実したサービス
- 9.その他建築家へのご相談

第5条(プランニングコース)

- 1.(建築家の選択範囲) 建築家の選択範囲はASJ建築家登録契約を済ませている建築家全員となりますが、建築家側の諸事情により選択出来ない場合もあります。
- 2.(建築家の変更) 1.に定める範囲内で建築家の変更は自由に行うことができ、変更に伴う費用は無料です。
- 3.(プランニングコース期間中の建築家の業務) ○現場確認、法規確認、お客様のヒアリング ○上記に基づく基本構想ならびに基本設計のプレゼンテーション(回数制限なし)
- 4.(プランニングコース期間中の建築家のプランニング費用) 3.に定める業務範囲においては無料です。
- 5.(プランニングコース期間中の建築家への交通費・宿泊費) 建築家への交通費・宿泊費は無料となります。設計契約終了後も同様に無料となります。
- 6.(著作権) プランニングコース期間中に提案される設計プランに関し、その制作により発生する工業所有権、意匠権、および著作権・著作者人格権(著作権法27条および28条に規定する権利を含む)は、当該担当の建築家ならびにASJの帰属となります。従って、プランニングコースで提案されたプランをASJ建築家ネットワークのスタジオ以外で施工したり、模倣することは一切禁止されています。
- 7.(プランニングコースの中止・中断) ASJアカデミー会員は、いかなる制限・制約を受けることなく、プランニングコースを中止、中断することができます。

第6条(スタジオの変更)

住居移転、建設地変更等の理由により利用スタジオを変更したい場合、その会員は追加の費用負担を受けることなく、新規スタジオでのプランニングコース等のご利用を継続することができます。

第7条(退会)

- 1.ASJアカデミー会員は、担当のスタジオもしくはASJ本部に口頭もしくは書面等により退会の意思を伝えることにより、いかなる制限・制約を受けることなく、退会することができます。
- 2.担当のスタジオならびにASJは入会者が本会員システムでの継続が困難と判断した場合、その会員に対してプランニングコースを中止・中断し、ASJアカデミー会員を退会させることができます。
- 3.ASJアカデミー会員の退会に伴い、プランニングコース以降に建築家より提出された図面・模型など全ての制作物を返却願います。

第8条(守秘義務)

当該建築家、スタジオならびにASJは、入会以降、プランニングコースや設計作業等にて知り得たASJアカデミー会員のプライバシーに関わる全ての情報について、秘密保持原則にのっとり、秘密を保持し、第三者に開示・漏洩はいたしません。尚、本義務は、別途書面による合意をした場合を除き、各機密情報を知ったときから無期限とします。

第9条(協議事項)

本約款の内容、条項に疑義、変更の必要が生じたとき、またはその他の要協議事項が生じたときはその会員、スタジオならびにASJは誠意をもって協議し、その解決を計るものとします。

第10条(紛争)

本約款上の紛争が生じた場合、その時点で担当するスタジオを管轄とする地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。